

一般競争入札公告共通事項

1 一般競争入札の参加資格

富士川町における競争入札参加資格を提出し受理されている者のうち、この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から落札決定までの（(8)、(9)、(11)、(12)にあっては、それぞれ定める期間）期間に、次に掲げる要件をすべてを満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を全て満たす者であること。
- (2) 建設工事の場合、契約締結日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 建設工事の場合、建設業法に基づく適正な技術者1名を各構成員毎に配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、町が認める理由のほかは、原則として認めない。

なお、入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。

- (6) IS09001の認証取得が必要とされている場合には、登録範囲には対象業務の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。
- (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) この公告の日の6月前の日から落札者決定までの間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (9) この公告の日の2年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (11) 公告の日以降に国及び地方公共団体の建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(以下、「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (12) 建設工事の場合、この公告の日前1月間に、山梨県が発注する工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点考查項目の法令遵守における1～4に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は参加できる。
- (13) 都道府県税、消費税、地方消費税及び市町村民税の滞納がない者であること。

2 設計図書等の配布

(1) 配布期間

「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで

(2) 配布方法

富士川町のホームページからダウンロードすること。「町政情報→役場からのお知らせ→入札情報→入札公告」

3 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

「個別事項」に記載の受付開始日から締切日までの町の休日(富士川町の休日を定める条例)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

(2) 申請方法

富士川町役場管財課まで持参すること。

4 問い合わせ先

(1) 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

「個別事項」に記載のとおり

(2) 設計書の内容に関する事項

富士川町のホームページから質問書をダウンロードし、記入の上、FAXまたは持参すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して2日後(町の休日を含まない。)から入札の前日まで、その回答を同ページで公表する。

5 入札参加資格の確認結果通知等

- (1) 入札参加資格の確認は、入札後から起算して5日以内に予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者で最低の価格で入札した者から順番に3番目のものまで行うものとし、その結果は、「個別事項」に記載の日に通知する。
- (2) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

6 苦情申し立て

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求めることができる。

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、富士川町役場管財課まで書面により質問すること。

イ 回答方法

原則として「個別事項」に記載の日までに、書面により回答する。

- (2) (1)の回答の説明になお不服のある者は、書面での回答を受け取った日から7日目（町の休日を含まない。）の午後5時までに書面により、町長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、書面は下記に持参すること。

富士川町役場 管財課 契約担当

富士川町天神中條1134 電話0556-22-7206

- (3) (2)の再苦情の申し立てがあった場合は、町長は、速やかに指名選考委員会に審議を依頼するものとする。
- (4) 町長は、指名選考委員会の審議の結果を踏まえたうえで、指名選考委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（町の休日を含まない。）以内に、その結果を申し立て者に回答する。

7 入札等の日時

- (1) 入札期間及び開札予定日時
「個別事項」に記載のとおり

8 入札手続等

- (1) 現場説明会等
現場説明会及びヒアリングは行わない。

(2) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

(4) 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し

(5) 入札執行回数

1回とする。ただし、予定価格を事前に公表していない入札にあつては、入札の執行回数は2回とする。

(6) 共同企業体の指名停止による構成員の変更

競争入札参加資格確認申請提出後、代表構成員以外の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた共同企業体は、被指名停止会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに特定建設工事共同企業体を結成し競争参加資格の確認申請を行うことができる。

ア 申請期限

参加申請書提出の翌日から「個別事項」に記載の締切日まで

イ 提出先

富士川町管財課契約担当（持参に限る。）

ウ 提出書類

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及びその他必要な書類

(7) 工事費内訳書の提出

建設工事の入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

(8) 契約の確定

- (1) 当該契約が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（平成22年富士川町財務規則第157条）に基づき、富士川町議会において議決を付す必要のある契約にあつては、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
- (2) 落札者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が落札候補期間中又は仮契約期間中に当該契約の入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は山梨県及び富士川町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、この契約を解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、町は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (3) 契約は契約担当者と受託者双方が契約書に記名押印したときに確定する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

建設工事及び業務委託の場合、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 支払条件

(1) 前金払

契約金額が130万円以上の場合適用する。金額は、建設工事契約金額の4割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の4割以内）、委託契約金額の3割以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 部分払

契約金額が500万円以上の建設工事の場合適用する。富士川町財務規則（平成22年規則第38号）第67条第2項の規定による回数の範囲内とする。

(3) 中間前金払

契約金額が500万円以上の建設工事の場合適用する。金額は、契約金額の2割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の2割以内）とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

12 調査基準価格 建設工事の場合は有

調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

13 その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読の上入札に参加してください。
- (2) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。
- (3) 「1 一般競争入札の参加資格」(7)に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
 - ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- (4) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・賠償金規定

入札に参加しようとする者は、談合してはならない。また、契約の履行後に談合の事実が明らかになった場合には、町財務規則に基づき契約を解除するとともに、契約者は談合に対する賠償金として、契約金額の100分の20相当する額を支払わなければならない。